

「小田原市営住宅条例の一部改正」に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市営住宅条例の一部改正
政策等の案の公表の日	平成29年9月15日（金）
意見提出期間	平成29年9月15日（金）から 平成29年10月16日（月）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ等）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	6件（2人）
インターネット	2人
ファクシミリ	人
郵送	人
直接持参	人
無効な意見提出	人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0件
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	1件
C	今後の検討のために参考とするもの	1件
D	その他（質問など）	4件

〈具体的な内容〉

	意見の内容	区分	意見に対する考え方
1	なぜ自己申告できないものだけに限られるのでしょうか。 すべて同じ手続きに変えた方が、行政負担が減るのではないのでしょうか。	B	公営住宅法においても、認知症患者等あり、かつ収入申告が困難な事情にあると認める場合に、収入申告義務の緩和をする旨を定めているため、本市も同様とします。 なお、現在の収入申告においても本人の同意が得られた場合は、官公署等に収入状況を調査できるため、添付書類を省略できます。
2	この収入の調査は、公営住宅と市民住宅どちらにも行えるのでしょうか？	D	条例第 61 条により、市民住宅も公営住宅とみなして収入申告にかかる規定を準用しますので、市民住宅にも適用されます。
3	条例第 4 条第 1 項第 3 号エはもう削ってもよいのでは？	D	現在、災害により滅失した本市営住宅はないため、転貸するための借り上げ住宅はありません。ただし、公営住宅法第 8 条は、地震等の災害により公営住宅等が滅失した場合の国費補助について定めているため、今後被災した場合を想定して、削除する予定はありません。
4	東町住宅は、入居にあたり通常の審査に加え、部落団体の推薦が無いと入居できないとインターネットに記載がありますが、本当ですか？	D	本市の市営住宅について、ご指摘のような記載は本市のホームページ等にはありません。
5	「この場合における対象入居者の家賃の額は公営住宅法施行令第 2 条の規定に基づき、一般の入居者の基準額と同額とします。」とありますが、申告を行っていると公営住宅法施行令第 2 条の規定に	D	収入申告をした場合、公営住宅法施行令第 2 条の規定に基づき家賃額が計算されます。同様に、認知症患者等で収入申告が困難な者であっても、官公署にて調査した収入額に基づき、家賃額は公営住宅法施行令第 2 条に基づき計算します。 なお、収入申告がない場合において、当該入居者が収入申告の請求に応じない

	<p>基づかない計算がされるのですか？</p> <p>どういった人が申告をすると基準額が同額とならないのでしょうか？</p>		<p>ときは、近傍同種の住宅の家賃額となります。</p>
6	<p>マイナンバーの独自利用の情報連携を使用して官公署より情報を調査できるようにしてください。</p>	C	<p>現在、住民票関係の情報や税関係の情報等について、他課と連携して業務を行っています。</p> <p>マイナンバーは利用しておりませんが、今後の必要性については検討を進めます。</p>